

# 地域包括ケアシステムの構築と 都道府県の役割

兵庫県立大学大学院 経営研究科

筒井孝子

# Agenda

1. 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案

2. 第7期介護保険事業支援計画と都道府県的位置付け

3. 地域包括ケアシステムを実現と目指すべき連携の具体的内容

1. 地域包括ケアシステムの強化のための  
介護保険法等の一部を改正する法律案

2. 第7期介護保険事業支援計画と都道府  
県の位置付け

3. 地域包括ケアシステムを実現と目指す  
べき連携の具体的内容

# 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

## I 地域包括ケアシステムの深化・推進

### 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設 ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等）の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

### 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとし、平成35年度末までとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

### 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

## II 介護保険制度の持続可能性の確保

### 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

### 5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ2は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ1は平成30年8月1日施行）

# 1. 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

## 見直し内容 ～ 保険者機能の抜本強化 ～

○高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要。

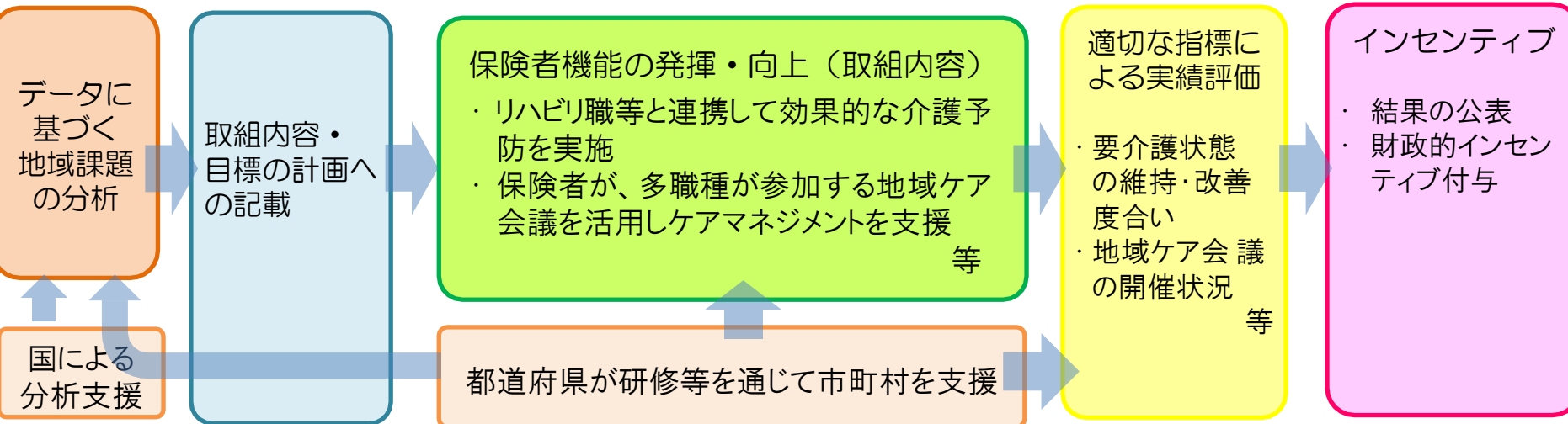
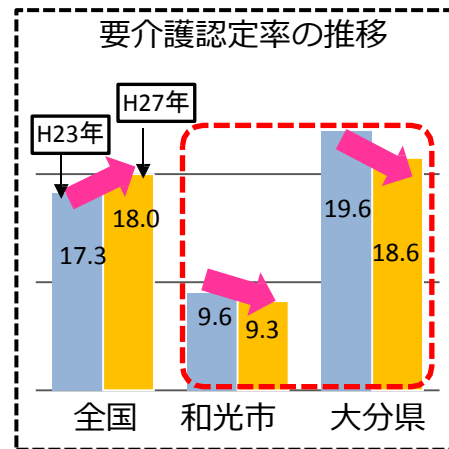
- 全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、
- ① データに基づく課題分析と対応(取組内容・ 目標の介護保険事業(支援)計画への記載)
  - ② 適切な指標による実績評価
  - ③ インセンティブの付与
- を法律により制度化。

### ※主な法律事項

- ・ 介護保険事業(支援)計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
- ・ 介護保険事業(支援)計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
- ・ 都道府県による市町村支援の規定の整備
- ・ 介護保険事業(支援)計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

先進的な取組を行っている和光市、大分県では

- 認定率の低下
- 保険料の上昇抑制



1. 地域包括ケアシステムの強化のための  
介護保険法等の一部を改正する法律案

2. 第7期介護保険事業支援計画と都道府  
県的位置付け

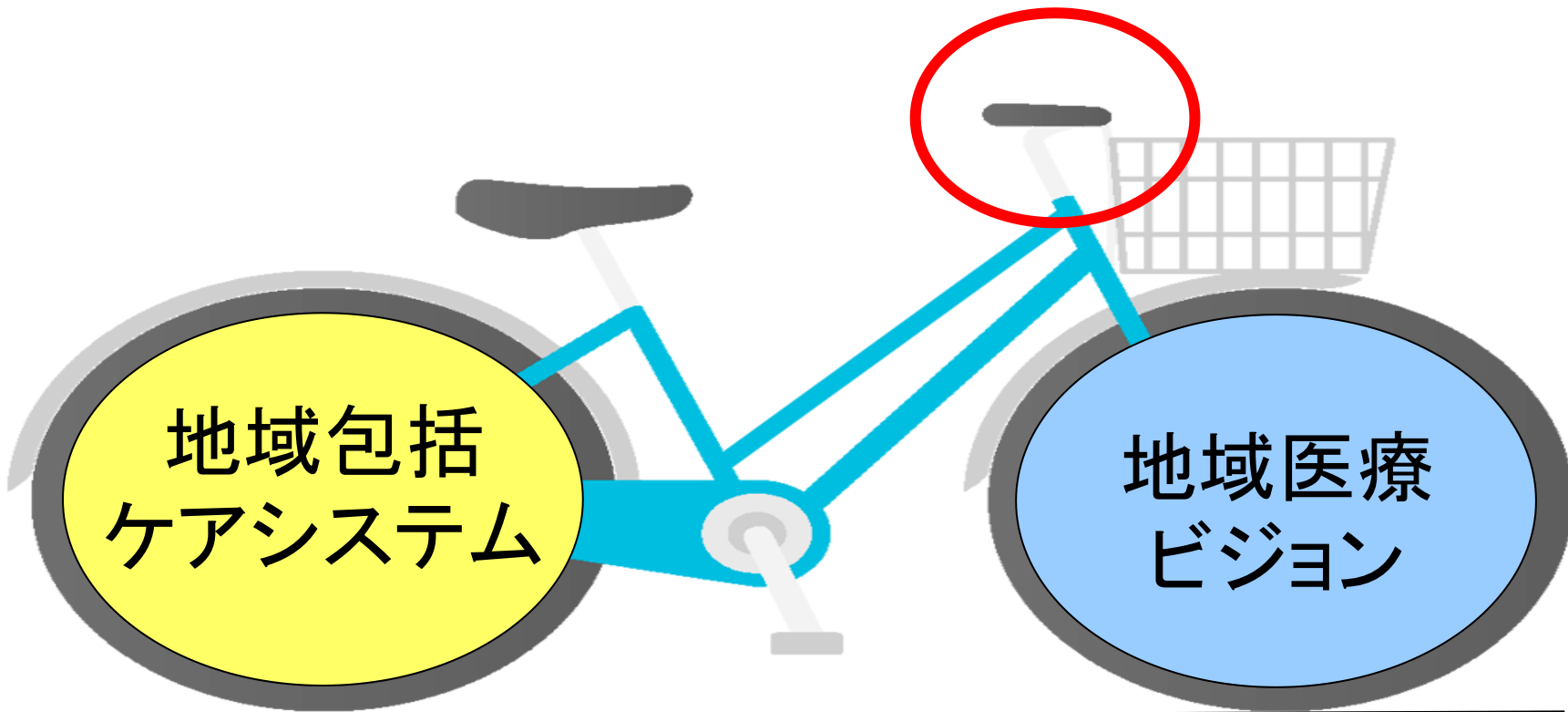
3. 地域包括ケアシステムを実現と目指す  
べき連携の具体的内容

医療介護費用の給付  
の適正化  
質の向上に向けて...

〇〇。

規範的統合

自治体/地域のビジョン



(community based care)

市町村 / 日常生活圏域

(integrated care)

都道府県 / 二次医療圏

より一層 連携 / 調整 / 統合を様々な領域レベルで実行していく必要がある。

平成25年度

平成26年度

平成27年度

平成28年度

平成29年度

30年度

第6次医療計画

第7次計画

第5期介護保険事業計画

第6期介護保険事業計画

基金(医療分のみ)

基金(介護分を追加)

基金

基金

医療介護  
総合確保法

総合確保  
方針

介護報酬改定

診療報酬改定

総合確保方針

同時改定  
(予定)

改正医療法

病床機能報告

地域医療構想(ビジョン)の策定

医療計画  
基本方針

計画策  
定

医療機能の分化・連携と、地域包括ケアシステムの構築を一体的に推進

改正介護保険法

第6期介護保険事業(支援)計画  
に位置付けた施策の実施

介護保  
険事業  
計画基  
本指針

計画策  
定

医療保険制度改革

医療保険制度改革法

平成29年度までに順次準備・実施

新国保

データヘルスの推進



# 保険者機能の評価

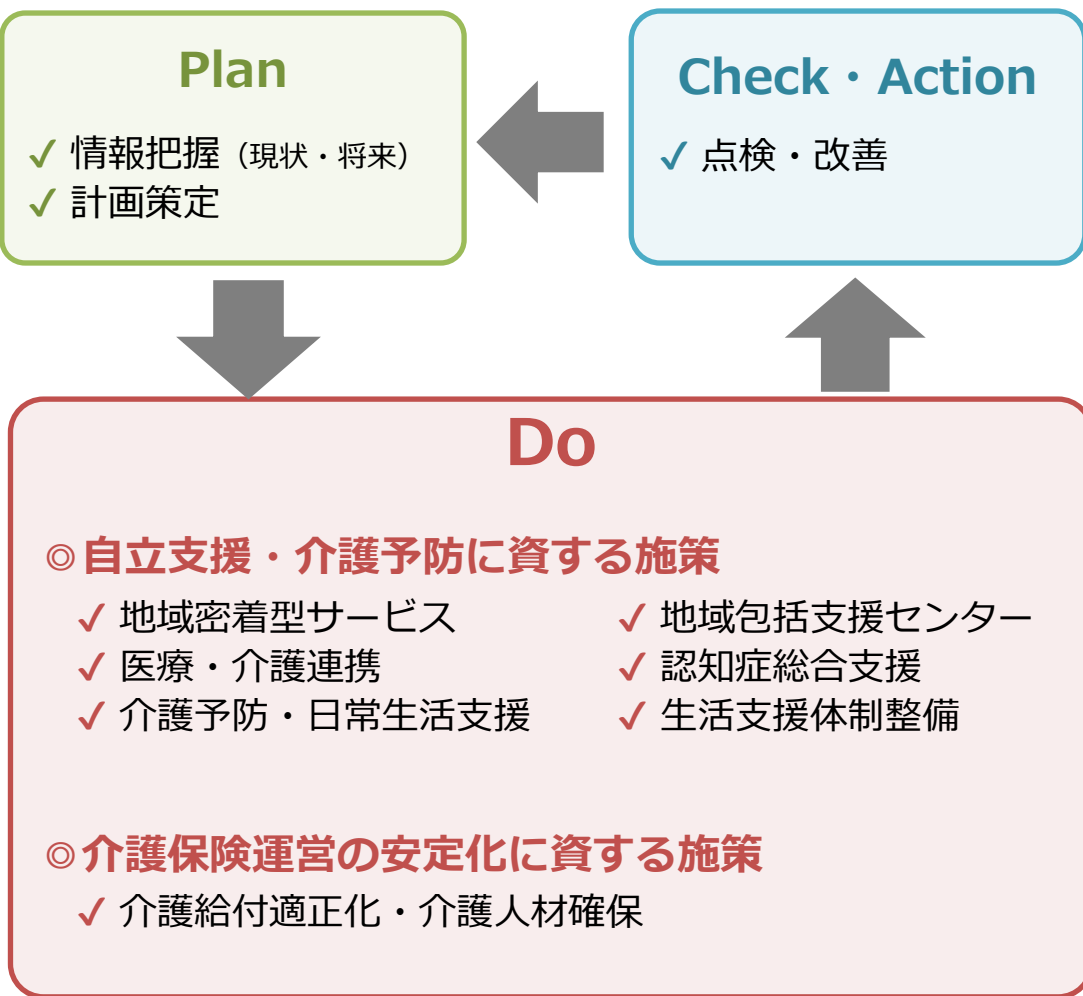
平成28年度老人保健健康増進等事業

「地域包括ケアシステムの構築や効率的・効果的な給付の推進のための保険者の取組を評価するための指標に関する調査研究事業」株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所

# 「プロセス指標に関する保険者向けアンケート」の概要

各保険者が行う自立支援・介護予防に向けた「地域マネジメント（目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組）」の実施状況を点検するための指標案（プロセス指標案）を作成し、その有効性を調査するために、保険者向けのアンケート調査を行うもの。

## 地域マネジメントの流れ



## プロセス指標の構成

I. 地域マネジメントに向けた体制の構築

II. 自立支援・介護予防に資する施策の推進

III. 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

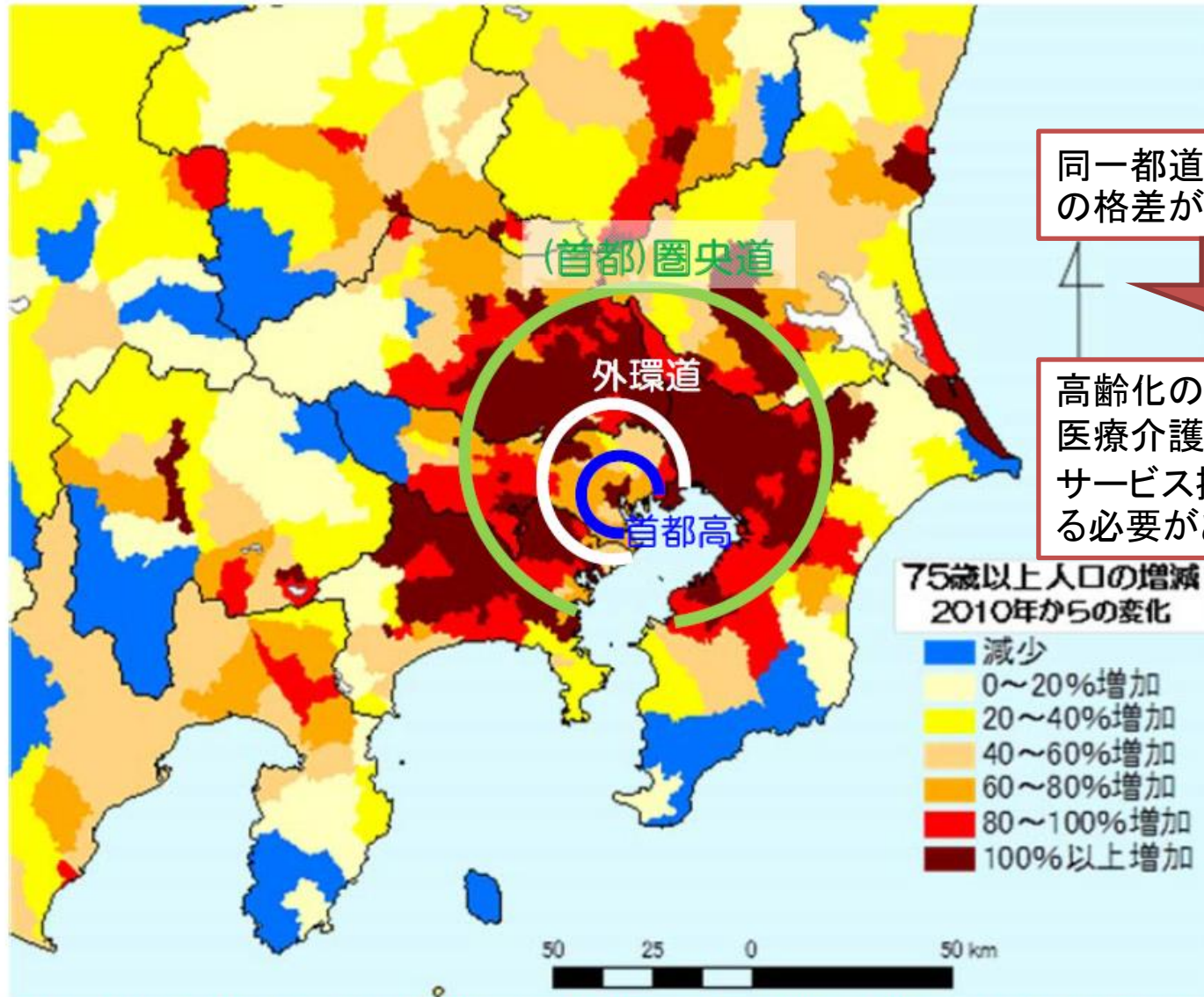
# 保険者機能別の有効回答率、達成率（プロセス指標）

赤字：全体達成率よりも10%以上低い

	達成率 （「はい」回答数/親問個数）
全体	46.5%
I.地域マネジメントに向けた体制の構築	35.6%
1.現状把握	49.3%
2.将来推計	36.0%
3.計画策定	19.8%
4.点検・改善	37.4%
II.自立支援・介護予防に資する施策の推進	48.1%
1.地域密着型サービス	44.6%
2.介護支援専門員・介護サービス事業者	49.2%
3.地域包括支援センター	61.2%
4.医療・介護連携	42.6%
5.認知症総合支援	55.5%
6.介護予防・日常生活支援	43.0%
7.生活支援体制整備	18.0%
III.介護保険運営の安定化に資する施策の推進	62.8%
1.介護保険運営の安定化	62.8%

データ出所) 平成28年度老人保健健康増進等事業「地域包括ケアシステムの構築や効率的・効果的な給付の推進のための保険者の取組を評価するための指標に関する調査研究事業」株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所

# 首都圏の高齢化：2010→2040年 75歳以上 人口増減率



同一都道府県内で高齢化の格差がある

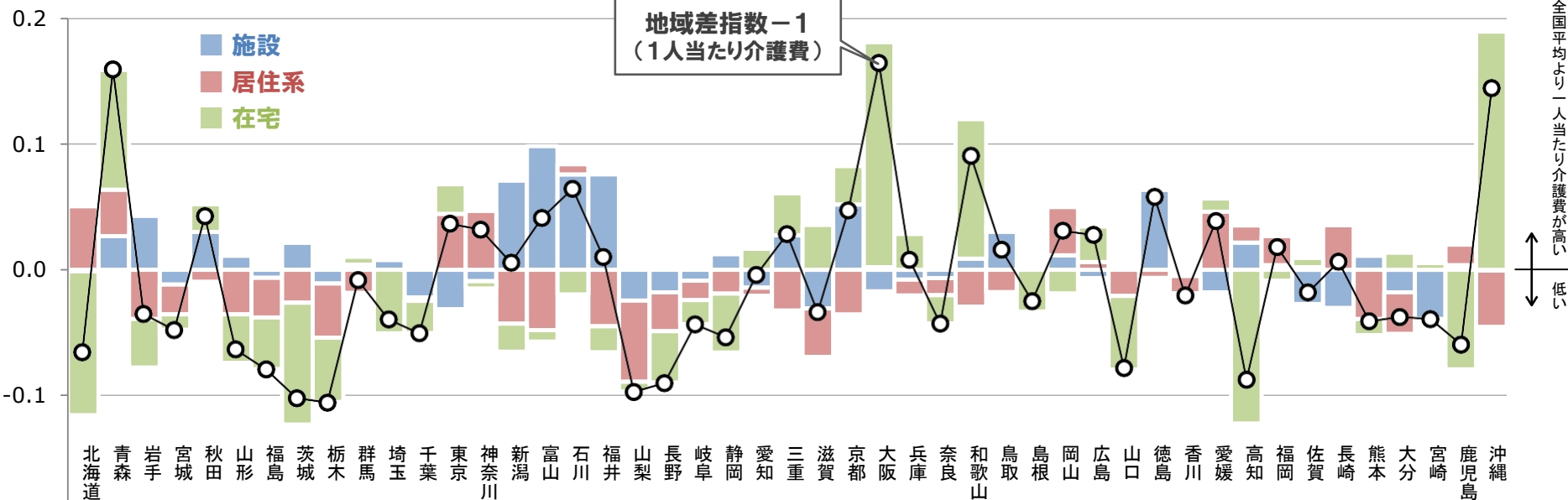
高齢化の状況／  
医療介護資源をみた  
サービス提供体制を考える  
必要がある。

資料：総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

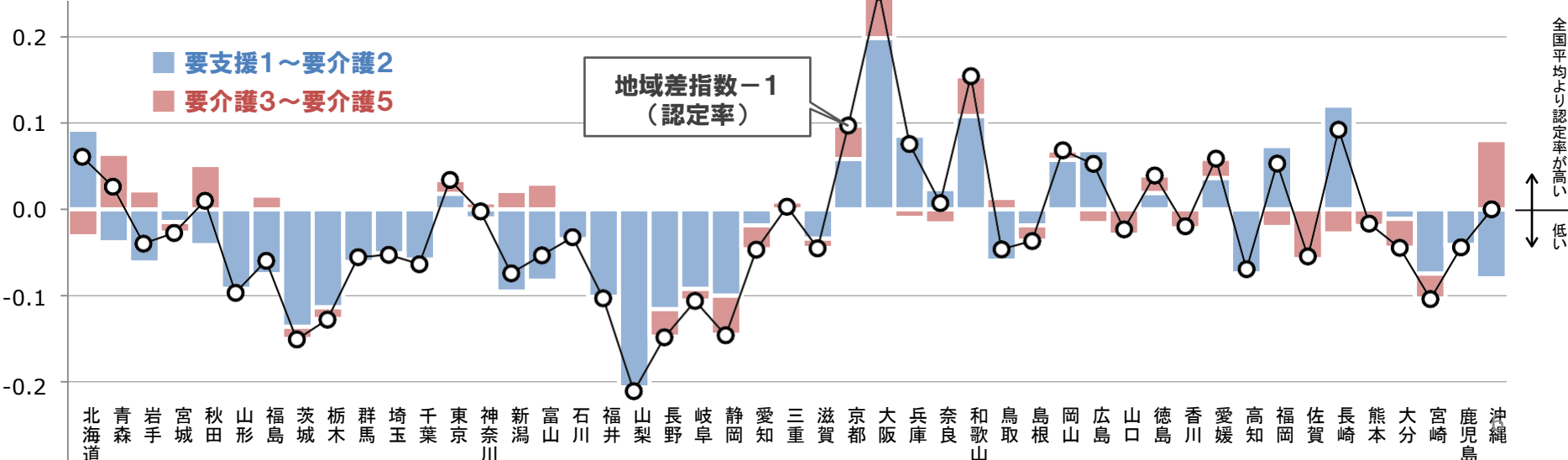
# 都道府県別地域差指数（寄与度別）平成26年度

1人当たり介護費の地域差指数（施設・居住系・在宅の寄与度別）

※地域差指数の全国平均からの乖離(地域差指数-1)を寄与度に分解したものの  
(地域差指数は、年齢調整後の値を全国値で割って指数化したもの(全国値=1))



【図6】 認定率の地域差指数（寄与度別）



内閣官房社会保障改革担当室. 介護費用の分析に関するこれまでの議論等について. 医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会 医療・介護情報の分析・検討ワーキンググループ(第22回) 平成29年2月28日P15

# 地域包括支援センターの評価

平成28年度老人保健健康増進等事業

「市町村と地域包括支援センターの連携・効果的な運営に関する調査研究事業」 三菱総合研究所

# 「市町村と包括センターの連携・効果的な運営に関する調査」の目的

- 介護保険法令などにおいて、保険者に対して、包括センターの運営方針の提示や業務の点検等が求められているように、包括センターの機能強化に当たっては、保険者の役割が非常に重要。
- このため、包括センターの運営体制や個別業務について、両者の連携に基づいて、①保険者が実施すべき事項と、②包括センターが実施すべき事項をまとめた調査票を作成し、調査を実施するもの。
- 本調査を通じて、各地域における保険者と包括センターの連携や業務実施の状況を点検することにより、各地域における包括センターの機能向上に資することが期待される。

## 調査票① (保険者票)

### 保険者による包括センター支援・指導の点検項目

- I. 事業共通
  - 1. 組織・運営体制
  - 2. 個人情報保護
  - 3. 利用者満足向上
- II. 個別業務
  - 1. 総合相談支援
  - 2. 権利擁護
  - 3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援
  - 4. 地域ケア会議
  - 5. 介護予防ケアマネジメント等
  - 6. 在宅医療・介護連携
  - 7. 認知症高齢者支援
  - 8. 生活支援体制整備

### 役割分担・連携

- 各項目について、**保険者とセンターの役割分担と連携方策を明瞭に記載**
- **介護保険法令や関係通知の規定に関連した全国的に汎用性のある項目を選定**

## 調査票② (センター票)

### 包括センターによる業務実施の点検項目

- I. 事業共通
  - 1. 組織・運営体制
  - 2. 個人情報保護
  - 3. 利用者満足向上
- II. 個別業務
  - 1. 総合相談支援
  - 2. 権利擁護
  - 3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援
  - 4. 地域ケア会議
  - 5. 介護予防ケアマネジメント等
  - 6. 在宅医療・介護連携
  - 7. 認知症高齢者支援
  - 8. 生活支援体制整備

※地域の実情に即したセンターの機能強化を図る観点から、各地域における実際のセンター業務に即したセンター事業の点検・評価を行うことが重要。例えば、本調査の項目を活用して、管轄センターの実際の業務に即したセンター事業の点検・評価を行なうことも可能。

(例) 千葉県松戸市の例 [http://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko\\_fukushi/kourei-hokenhukushi/koureisya/center\\_open.html](http://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko_fukushi/kourei-hokenhukushi/koureisya/center_open.html)  
平成28年度老人保健健康増進等事業「市町村と地域包括支援センターの連携・効果的な運営に関する調査研究事業」三菱総合研究所

# 保険者による相談支援に関する方針提示の状況

## 保険者回答票

II 1 (2) ①センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の  
終  
結条件（下図）を定めていますか。

	有効			欠損値	
	はい	いいえ	合計	システム欠損値	合計
度数	88	474	562	13	575
パーセント	15.3	82.4	97.7	2.3	100.0
有効パーセント	15.7	84.3	100.0		
累積パーセント	15.7	100.0			

8割の保険者が終結条件を未提示

II 1 (2) ②センターにおける相談事例の分類方法を定めていますか。

	有効			欠損値	
	はい	いいえ	合計	システム欠損値	合計
度数	372	195	567	8	575
パーセント	64.7	33.9	98.6	1.4	100.0
有効パーセント	65.6	34.4	100.0		
累積パーセント	65.6	100.0			

3割の保険者が分類方法を未提示

※相談記録の分類方法の例:

- ・相談内容別に分類(認知症/虐待/介護予防プラン...、等)
- ・地域別に分類(〇〇地域/△△地域/...、等)
- ・対応の難易度別に分類(簡単な問題/難しい問題 等)

## センター回答票

II 1 (2) ①相談事例の終結条件（下図）や分類方法を、保険者と共有して  
いますか。

	有効			欠損値	
	はい	いいえ	合計	システム欠損値	合計
度数	1036	1232	2268	61	2329
パーセント	44.5	52.9	97.4	2.6	100.0
有効パーセント	45.7	54.3	100.0		
累積パーセント	45.7	100.0			

過半数の包括支援センターは、  
市と共有せずに  
個々のルールで相談支援を行っている。



# PDCAサイクルによる地域包括支援センター（相談支援機関）の機能強化

## ①地域包括支援センターの運営方針

### 【基本コンセプト】

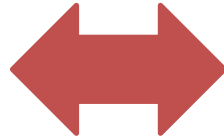
- 市における地域包括ケアシステムの構築に向けて、センターが行うべき業務の方針を具体的に示す。
- センター評価との連動により、センターの機能強化を推進。

### 【具体的な運営方針の例】

4 地域包括支援センターの業務について

(4) 地域ケア会議関係業務

- ② 地域個別ケア会議で抽出された地域課題を地域包括ケア推進会議の議論を通じて解決すること、市の定める方法に従って地域の課題を市に報告することなど、3層構造の地域ケア会議の連携を通じて、地域の課題解決を図る。



連動

## ②地域包括支援センターの評価

### 【基本コンセプト】

- 評価の根拠の内容を統一化・具体化（数値・事例等）した上で、評価の根拠に沿って4段階評価を行うことにより、客観性のある評価を実施。
- センター自身の自己評価、運営協議会・市における点検・比較、評価・点検結果の公表を通じて、センターの機能強化を推進。

### 【具体的な評価項目の例】

具体的な評価の根拠に基づき4段階評価

区分	評価項目 (4段階評価)	評価の根拠
5. 地域ケア会議関係業務	② 3層構造の地域ケア会議の連携を通じて、地域の課題解決を図っているか。	ア. 地域個別ケア会議の個別事例から課題を抽出し、地域包括ケア推進会議での議題にあげている事例（2事例）【自由記入】
		イ. 地域包括ケア推進会議で抽出された課題をまとめて、市の定める期限・様式に従って、市に報告している／いない
		ウ. 市の地域ケア会議での決定事項を、地域包括ケア推進会議で報告している／いない
		エ. その他【任意・自由記入】

1. 地域包括ケアシステムの強化のための  
介護保険法等の一部を改正する法律案

2. 第7期介護保険事業支援計画と都道府  
県の位置付け

3. 地域包括ケアシステムを実現と目指す  
べき連携の具体的内容

# 地域包括ケアシステム構築のために重要な視点

地域包括ケアシステムとは、高齢者が、希望に応じて、可能な限り、地域(在宅)で生活できるようにするためのシステム。



高齢化の進行に伴って、慢性疾患を複数抱えながら、長期間、生活していく高齢者が増加。地域包括ケアシステムの構築のためには、こうした高齢者の在宅生活を支えていくことが必要であり、医療・介護の機能強化・連携強化が必要不可欠。



地域包括ケアシステムは、多様な内容を包含した概念だが、その中心は、医療・介護の機能強化と連携強化である。

# 目指すべき連携のあり方－integrationのレベルより

- 「連携」とは、単に複数の主体がつながるということではなく、①linkage(つながり)、②coordination(調整)、③full integration(完全統合)という3つのレベルがある。
- 民間主体による医療・介護サービスの提供が主となっている日本では、多様な医療・介護関係者をコーディネート(調整)する機能の強化を推進していくことが重要。

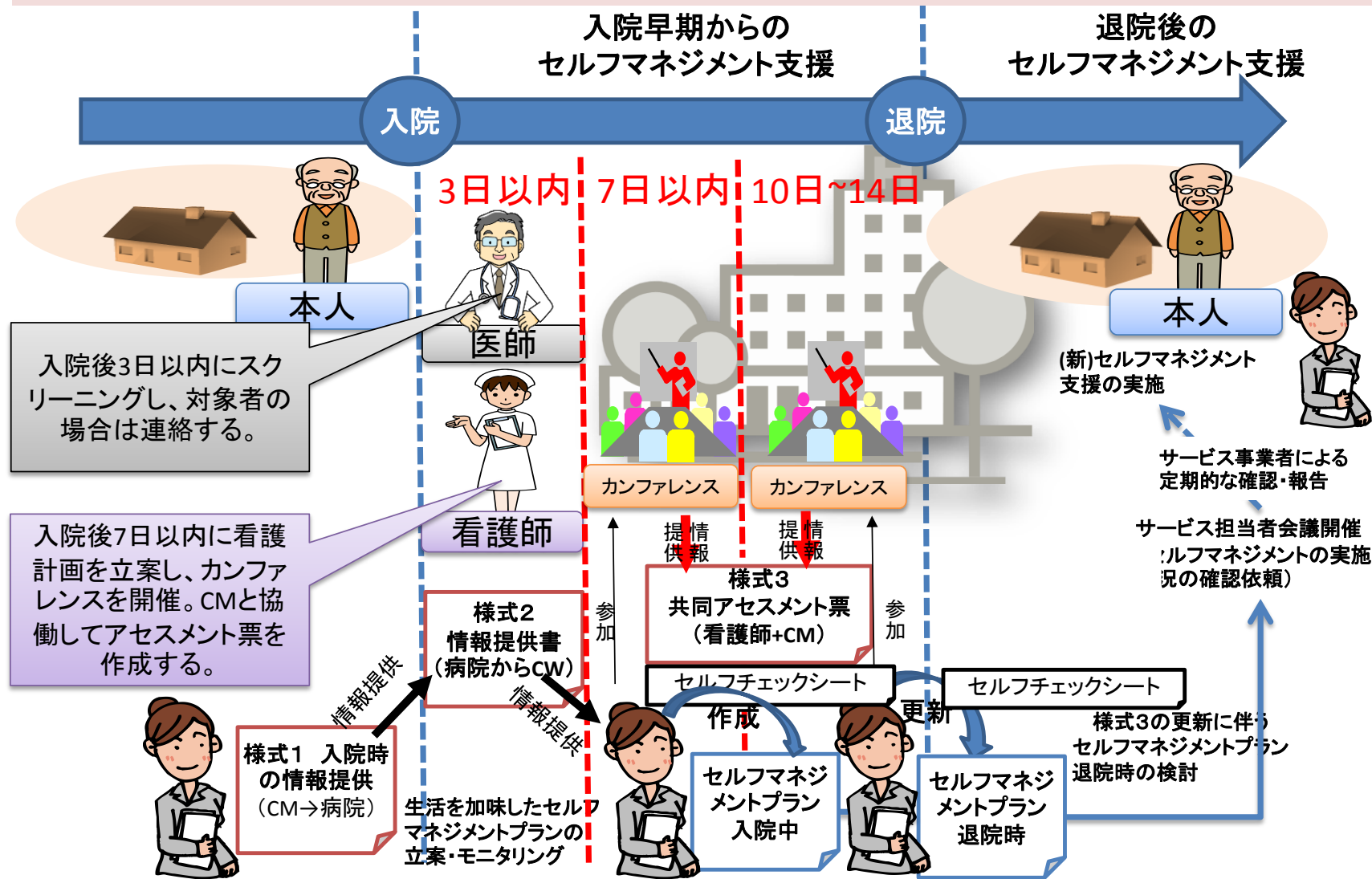
Linkage  
(つながり)

Coordination  
(調整)

full integration(完  
全統合)

- 繋がりは複数の組織間で発生する。ケアの継続性向上をはかるため、患者の適時に適所への照会や、関係する専門家間のコミュニケーションを簡易化するという目的で行われる。
- ここでの責任は各々のグループが負い、(グループ間での)費用のシフトは発生しない。
- 複数の組織にまたがって運営を行う。これにより、様々な保健サービスの協調、臨床的情報の共有、そして患者を異なる組織間で移動する管理も行うことができる。
- 統一したケアの方法論を持っており、患者が病院から退院して在宅生活に移る場合などに、ケアカンファレンスが開かれることがルール化されている。
- 本格的な資金のプールを行い、特定の患者集団が抱えるニーズに同調した包括的なサービスの開発に添った新たな組織を形成することを可能にする。

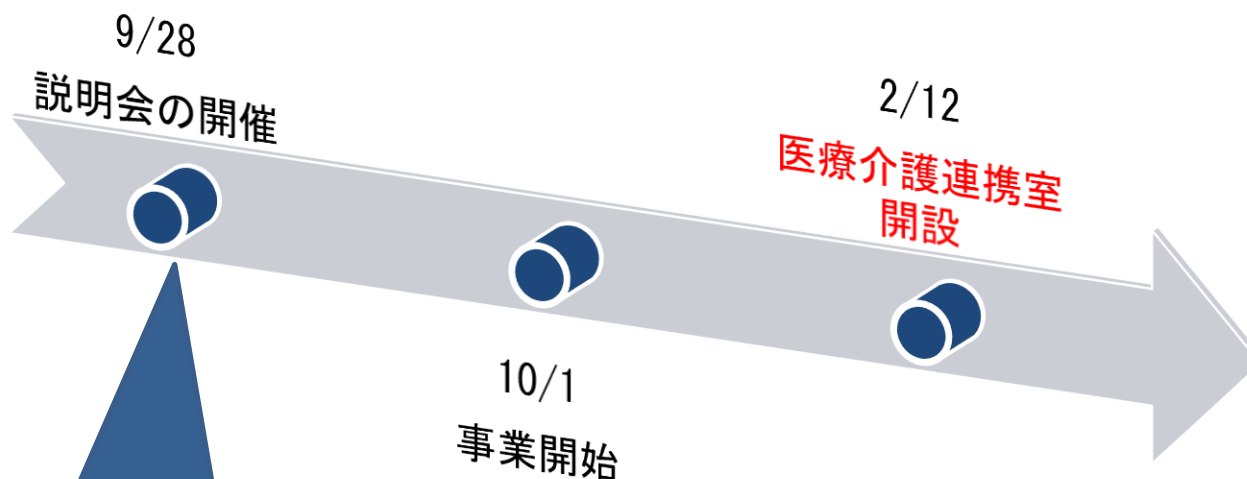
# 医療・介護の情報提供による セルフマネジメントに着目した継続的ケアマネジメント



入退院イベントに係わらず、本人の活動・参加に係わる情報を専門職が一定期間保持

# 平成27・28年度モデル事業に参加して

モデル事業をきっかけ  
とした取り組み



- ・ 病院と市（保険者）との連携強化
- ・ 在宅支援者の名簿作成のための体制づくり
- ・ ケアマネジメントの質の向上①  
「疾患管理・セルフマネジメントの視点をケアプランに！」
- ・ ケアマネジメントの質の向上②  
「『かかりつけ医の指示のもと』を明確に！」



モデル事業候補者は、病院から市に情報提供書が届く。情報提供書の中に「セルフマネジメントプラン作成」の項目がある。

次期介護保険事業計画へ

医療・介護・自治体関係者による協議

平成28年度老人保健健康増進等事業「入退院を繰り返す可能性のある要介護者等における再発防止のためのセルフマネジメントのあり方に関する調査研究事業」日本能率協会総合研究所、駒ヶ根市資料

# 保険者機能を病院に！

院内に  
「医療介護連携室」を開設

病院の「地域包括ケア病棟」の開設に合わせ、介護保険の相談や申請、認定調査等を受け付ける市の担当者（介護支援専門員）を配置。

→在宅医療・介護連携支援センター



地域先進リハビリテーションセンター



illustr ; OTガミネ

リハビリ専門職の  
活用・育成



駒ヶ根市役所

# まとめ

- **改正介護保険制度において、都道府県の市町村の保険者機能強化支援の役割や地域医療構想との連動が書き込まれたことがあり、都道府県が介護保険事業において果たす役割は大きくなる。**
- **介護保険の保険者機能の範囲は、とても広いため、プロセス指標を用いて、取り組み状況を測定・把握し、地域の実情に応じたテーマを定め、PDCAのサイクルで継続的に取り組んでいくことが求められる。**
- **地域包括ケアシステムの構築に際しては、医療・介護連携が重要であり、医療・介護給付の抑制に効果的なセルフマネジメント支援やこのための情報の一元的共有をキーテーマとして取り組みを進める必要がある。**